



2022年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 CEO 島田 太郎  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役員  
コーポレートコミュニケーション部長  
石山 一可  
Tel 03-3457-2095

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の当社第183期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため規定を設けるものであります。
- (3) 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)</u> 第14条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 35 条 定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供) の削除及び定款第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 2022 年 6 月 28 日 (予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日        | 2022 年 6 月 28 日 (予定) |

以 上